

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁総務部長
警視庁交通部長 殿
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各方面本部長

警察庁丁地発第63号、丁会発第398号
丁交企発第81号、丁交指発第59号
平成31年3月27日
警察庁生活安全局地域課長
警察庁長官官房会計課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

警ら用無線自動車等への識別標識等の表示について(通達)

警察用航空機と警察用車両との連携は、一層重要なものとなっており、その連携をより効果的に行うため、引き続き警察本部及び警察署に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車(交通取締用四輪車(覆面)を除く。)について、トランク蓋の表面に、都道府県警察名を別添1「警察名表示基準」に基づき表示するとともに、屋根に、当該車両の識別を容易にする標識を別添2「識別標識表示基準」に基づき表示するようにされたい。

なお、「警ら用無線自動車等への識別標識等の表示について」(平成2年2月22日付け丙勤発第4号ほか)は廃止する。

〔別添1〕

警察名表示基準

1 表示方法

警察名は、警視庁にあっては警視庁、道府県警察にあっては北海道警察、○
○県警察、○○府警察又は北海道警、○○県警、○○府警のいずれかの方法で、
漢字を用いて表示する。

2 表示場所

警察名は、表示対象車両のトランク蓋表面の車両後部に近い位置に、車両前
部に向かって左横書きで表示する。

3 字体、色及び大きさ

警察名は、ゴシック体を用いて黒色で表示し、一字の大きさは、一辺が10セ
ンチメートルから15センチメートルを目安とする。

〔別添2〕

識別標識表示基準

1 表示方法

識別標識は、表示対象車両の配置先の別により、次の区分に従って表示する。

- (1) 警察本部に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車については、無線局の呼出名称の数字を3桁で表示する(例:001、055、999)。ただし、全ての車両についてこの例により難い都道府県警察にあつては、一部の車両について漢字、数字等を組み合わせて表示することができる。
- (2) 警察署に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車については、配置警察署の別を原則として漢字一字を用いて表示するとともに、無線局の呼出名称の数字を表示する(例:麴1、麴20)。

2 表示場所

識別標識は、表示対象車両の赤色灯後部の屋根に、車両前部に向かって左横書きで表示する。

3 字体、色及び大きさ

識別標識は、ゴシック体を用いて黒色で表示し、字の大きさは次のとおりとする。

- (1) 警察本部に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車に数字3桁で表示する場合の一字の大きさは、縦65センチメートル、横35センチメートル、太さ5センチメートルから10センチメートルを目安とする。
- (2) 警察署に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車に漢字一字と数字一字で表示する場合、漢字一字の大きさは一辺が65センチメートル、数字一字の大きさは縦65センチメートル、横40センチメートルを目安とする。
- (3) 警察署に配置されている警ら用無線自動車及び交通取締用四輪車に漢字一字と数字二字で表示する場合、漢字一字の大きさは一辺が55センチメートル、数字一字の大きさは縦55センチメートル、横25センチメートルを目安とする。